

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（豊島区決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

種 類	位 置	面 積	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の防災都市計画施設に 面する部分の長さの敷地の防 災都市計画施設に接する長さ に対する割合の最低限度	建築物の高さの 最低限度	備 考
特定防災街区 整備地区 （池袋本町四 丁目 1・2 番地 区）	豊島区池袋 本町四丁目 の 1・2 番の 一部	約 0.2ha	100 m ² （ただし、次のいずれか に該当する 100 m ² 未満の 土地については、その全 部を一の敷地として使 用する場合は当該敷地 面積を最低限度とする。 1）当都市計画の決定告 示日において、現に建 築物の敷地として使 用されている土地 2）当都市計画の決定告 示日において、現に存 する所有権その他の 権利に基づいて建築 物の敷地として使用 する土地 3）当都市計画の決定告 示日において、公共施 設の用地として提供 したことにより減少	1．防災都市計 画施設に面 する敷地に おける建築 物 の 高 さ 2.5m 以下の 部分は、外壁 又はこれに 代わる柱の 面から道路 境界までの 水平距離を 0.6m 以上と する。 2．区画道路 A 号及び区画 道路 B 号に 面する敷地 における建 築物の高さ 2.5m 以下の	7／10	7m	池袋本町四 丁目 1・2 番 地区防災街 区整備事業 施行区域

			した土地 4) 公共施設の用地を提 供するために、本都市 計画区域内の他の土 地に移転した場合の 移転後の土地)	部分は、外壁 又はこれに 代わる柱の 面から道路 境界までの 水平距離を2 m以上とす る。			
--	--	--	---	---	--	--	--

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：池袋本町四丁目 1・2 番地区の特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。